

平成29年芽室町議会定例会 3月定例会議一般質問

平成30年3月19日再開

質問議員 氏名	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を 求める者
正村紀美子 (90分間)	1 奨学金貸付条件から町税等の完納要件を外すべき	<p>芽室町では、学校教育法に定める大学・短大・専門学校等に修学する学生を対象に奨学金の貸付を行っている。貸付を受けるには学生および学生の保護者が町税等を完納していなければならないという条件がある。</p> <p>「教育基本法」第4条には「地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と記されている。しかし、学ぶ意欲のある子どもが自分が望む教育を受けたいと願っても、家庭の経済状況や環境が大きく影響し、教育の機会を平等に手に入れることが困難な状況にいる子どももいる。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第13条では「地方公共団体は、貸付金の貸付その他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずる」ことを規定しており、町教育委員会の具体的な対応が求められている。</p> <p>そこで奨学金貸付要件について教育委員会の見解を伺う。</p> <p>①教育委員会は、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある子どもへの支援を行っていく方針を示している。具体的にどのように実現していくのか。</p> <p>②奨学金貸付において、家庭の経済状況を配慮した対策は行っているか。</p> <p>③子どもの貧困対策の観点から、奨学金貸付の条件を緩和する考えはないのか。</p>	教育委員会
	2 奨学金貸付の連帯保証人を廃止すべき	<p>貸与型奨学金の返済ができず、自己破産に追い込まれた上に連帯保証人である親や親族も破産の連鎖が問題になっている。連帯保証人制度については、救済制度がないまま債務者と同様に返済を求められるなど、以前から問題が指摘されている。昨年5月に民法の一部を改正する法律が成立し、連帯保証人の保護強化が図られた。改正法の施行は、今後本町の奨学金貸付制度のあり方に影響を及ぼすと思われるが、奨学金の連帯保証人制度について教育委員会の見解を伺う。</p> <p>①本町の奨学金貸付に連帯保証人を要件として定めている理由はなにか。</p> <p>②民法改正は町民への奨学金貸付にどのように影響するのか。</p> <p>③教育委員会は、連帯保証人のあり方について今後どのように考えるのか。</p>	教育委員会
	3 町は民法改正にどのように対応しているのか	<p>昨年5月に民法が120年ぶりに大改正された。改正の項目は200にも及ぶという。</p> <p>民法改正は自治体の契約や債権の実務にかかわることが多く、全庁的に渡ることから影響は大きいと考える。併せて町民の生活へ影響もあることから以下の点について町の見解を伺う。</p> <p>①民法改正は、町民への暮らしにどのように影響するのか。</p> <p>②民法改正は、行政のしくみにどのように影響するのか、現在の検討状況について伺う。</p>	町長

質問議員 氏名	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を 求める者
渡辺洋一郎 (45分間)	1 道路、歩道の除排雪と間口除雪について	<p>北海道に住む私たちにとって、冬期間の安全な移動、除雪の問題は避けては通れない課題であります。効率的な作業体制の構築や情報発信が求められる中、町に寄せられる除雪や排雪に関する意見や要望は平成28年度で約300件ありましたが、「除雪が不十分、除雪が遅い」といった道路除雪に関するものと、「歩道が歩けない」などの歩道除雪に関するもの、「交差点の見通しが悪い」などの排雪に関するものが55%を占めています。</p> <p>そうした中で、もっとも多く寄せられているのは「雪の塊が家の前に置かれていった」「せっかく除雪が終わったのに氷の塊で車が出せない」などの、いわゆる「間口除雪」に関するもので110件以上、全体の37%を占めています。町は検討を行った結果、物理的に困難であるとの理由から各家庭での処理をお願いしていますが、町民から毎年多くの要望が寄せられており、特に独居高齢者や障がい者のいる世帯では間口除雪は深刻な問題であり、町全体の課題であると考えます。課題解決に向けては町民を巻き込んだ議論が必要と考えることから、道路、歩道の除排雪と間口除雪等に関して、以下の点について伺います。</p> <p>①道路、歩道の除排雪についての現状と課題分析について、どのように考えているか伺います。</p> <p>②間口除雪についての現状と課題分析について、どのように考えているか伺います。</p> <p>③独居高齢者や障がい者世帯など、いわゆる除雪弱者に対する対策について現状と今後の取組みについて伺います。</p>	町長
立川 美穂 (45分間)	1 ICT技術を活用した効率的な道路交通環境の整備を推進する方策について	<p>本町は、芽室町第4期総合計画において「道路交通環境の整備」を施策の一つに掲げ、計画的な道路維持管理事業、除排雪事業などに取り組んでいます。</p> <p>今後は、経年劣化による交通インフラ整備の需要増、業務に携わる人材不足、また冬期間の除排雪に関わる住民ニーズの多様化など、道路交通環境整備の効率化のためには、課題解決に向けたさらなる取組みが必要と考えることから、次の2点について町長の見解を伺います。</p> <p>① 除雪を行うのが困難な方々に対し、町は除雪サービスを実施し、一人暮らしや高齢者だけの世帯、身体に障がいを持つ方々への支援を行っています。この除雪サービスの担い手としては町内会、シニアワークセンター、個人ボランティアなどが活動を行っていますが、今後、本町においても高齢化が進む中で、除雪サービスのニーズ増と、その担い手不足が課題となってくると考えます。</p> <p>山形県新庄市、寒河江市では今年度から、除雪車両に除雪困難者の位置情報を登録したスマートフォンを取り付け、対象者宅の前には雪を押し付けない「思いやり除雪」などの取組みが始まっています。</p> <p>今後、本町においても、除雪困難者など、支援が必要な方々の位置情報を活用し、より効率的な業務を推進することを町は検討する時期に来ていると考えますが、見解を伺います。</p> <p>② 平成27年度から、町は道路維持管理業務における包括業務委託契約を交わし、市街地道路、郊外道路の包括的な維持管理を民間事業者が担い、業務の効率化を図ることで、住民からの通報件数が減るなどの効果を得られています。</p> <p>現在、本州や道内の先進自治体では、スマートフォンアプリを活用し、住民からの位置情報を加えた写真を用い</p>	町長

		<p>た通報による、住民参加型の公共インフラ維持管理の仕組みが進められています。</p> <p>今後、本町においても、ICTを活用した地域住民からの通報の仕組みを導入し、より効率的な道路維持管理業務の推進を検討すべきと考えますが見解を伺います。</p>	
<p>中野 武彦 (60分間)</p>	<p>1 職員の資質向上への取組みについて</p>	<p>本町行政の限られた人的資源の中で、効率的、効果的な業務を執行し、最大の成果を実現することが求められています。</p> <p>第4期総合計画の施策にある「親切・便利な行政サービスの推進」での成果指標である「役場等の窓口やカウンター、電話などでの職員の対応に満足している町民の割合」の数値が下がっている現状があります。また、職員による不適切な事務処理等が複数発生していることは残念なことであり、町民の信頼回復を図ることは喫緊の課題と言えます。</p> <p>今後研修等により、より一層職員の資質向上に向けた取組みが必要と考えることから、次の3点について伺います。</p> <p>①近年の職員研修の取組みと課題について伺います。</p> <p>②コンプライアンスに関する取組みと課題について伺います。</p> <p>③窓口・電話対応に関する取組みと課題について伺います。</p>	<p>町 長</p>

平成29年芽室町議会定例会 3月定例会議一般質問

平成30年3月20日再開

質問議員 氏名	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を 求める者
吉田敏郎 (30分間)	1 「道の駅」 による芽室町 の活性化につ いて	<p>「道の駅」が本町にあると地域の活性化につながると考えることから、以下について見解を伺います。</p> <p>①以前、観光物産協会などが視察を行い、1年以上かけて道の駅設置について検討し一定の結果を出したようですが、その後の検討状況について伺います。</p> <p>②検討した候補地の一つに芽室公園もあるとのことですが、開設が難しいという結果に至った理由について伺います。</p> <p>③農産物の加工品の販売などを通じて、地域活性化や観光振興に効果的と考えることから、開設に向け再調査等実施すべきと考えるが見解を伺います。</p>	町長
梅津 伸子 (80分間)	1 子育て支援 の一層の充実 を	<p>少子化対策・子育て支援策として国、自治体によって様々な施策が取られています。格差是正・貧困対策としても子育て世帯における負担軽減、経済的支援がとりわけ効果があり、求められているものと考えます。こうした視点から次の2点について町長の見解を伺います。</p> <p>①国保世帯の子どもに係る均等割の減免制度導入について 全国知事会は2015年、子育て支援の観点から子どもに係る保険料（均等割）の軽減を国に要請しました。新年度から国保の都道府県化により、都道府県が国保の保険者となり市町村の国保行政を総括・監督する仕組みがスタートしますが、被保険者住民への保険料の賦課、徴収は市町村が行うこととされています。賦課、徴収の権限は市町村にあります。 会社員などが加入する被用者保険の保険料は、子どもの人数に影響がない一方、国保は子どもを含め世帯内の加入人数に応じて賦課される均等割があるため、子育て支援に逆行するものとなっています。 都道府県化にともない本町は、国保税抑制のための一般会計からの法定外繰入をなくし財政負担の大幅軽減を図っています。国保財政への繰入で子育て支援の強化策として、子どもの均等割減免制度の導入により国保世帯の負担軽減を図るべきと考え、見解を伺います。</p> <p>②乳幼児医療費の助成拡大について 本来、次代を担う子どもの医療費は国が責任を持つべきものと考えますが、現状にあわせ全国すべての自治体で子どもの医療費助成制度が実施されており、その実態には各自自治体により対象年齢枠、助成内訳、所得制限の有無等の違いがあります。以上のことから次の2つの事項について見解を伺います。 (1) 本町において、初診時、通院、入院の無料対象年齢枠を小・中学生に加え高校生まで拡大し、子育て支援を強化すべきと考え、見解を伺います。 (2) 所得制限廃止を実施すべきと考え、見解を伺います。</p>	町長

質問議員 氏名	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を 求める者
寺町 平一 (40分間)	1 民生委員 の活動範囲 及び空白地 区の解消と 対応策につ いて	<p>民生委員法には「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行 い、もって社会福祉の増進に努めるもの」とされている。また民生委員は市町村の区域に置き、定数は厚生労働大臣の 定める基準を参酌して、都道府県条例で定めることになっており、芽室町は49名の民生委員を置くことにしています。 しかし、現状は空白(不在)の地区があります。 このことから、芽室町の民生委員の活動範囲及び定数をどう捉えているのか伺います。 また、この空白地区の住民の相談に応じた援助や社会福祉の現況について伺います。</p>	町 長
	2 任期満了 に伴う宮西 町長の進退 について	<p>宮西町長が町政執行責任者となり、3期目も3か月余りを残すところとなり、本年7月には町長選挙を迎えることに なります。 町長は就任以来、一貫して、町民との対話を重視し行政のトップとして活躍をされてこられました。 この間、第4期芽室町総合計画に沿って、町の発展に多大な貢献と実績を残されており、「子育てのしやすいまち」 及び「誰でも働いて生きていけるまち」の事業は、全国的にも高い評価を得ているものであります。 また、一昨年の甚大な台風被害への迅速な対応、復興復旧は宮西町長の行動力と復旧に向けた熱意で成し遂げられた ものであり、多くの町民からは「よくやってくれた」と感謝の声が寄せられているところであります。 こうした、町政の継続や健全な町政を期待する多くの声を、これまでの3期12年の町政を総括しつつ、どう受け止 め、どう応えようとされているのか、現時点の思いについて伺います。</p>	町 長